平成２５年（フ）第４５２号
兵庫県姫路市豊富町豊富851番地８
債務者　前田加奈子
1　決定年月日時　平成25年11月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月28日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２５年（フ）第５１３号
兵庫県姫路市田寺東２丁目32番19―２号　サンビレッジ田寺105
債務者　中村　達成
1　決定年月日時　平成25年11月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月28日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２５年（フ）第５１９号
兵庫県姫路市栗山町62番地２ブレス宝祥605号室、従前の住所兵庫県神崎郡福崎町八千種2241番地３
債務者　小野　英信
1　決定年月日時　平成25年11月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月28日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２５年（フ）第６４７号
広島市西区大芝１丁目９番18―204号
債務者　松田　　司
1　決定年月日時　平成25年11月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月28日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第８６４号
広島市安佐南区西原８丁目37番17号
債務者　杉野　公子
1　決定年月日時　平成25年11月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月28日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第１８３０号
福岡市城南区荒江１丁目21番16―301号
債務者　吉田たか子
1　決定年月日時　平成25年11月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月28日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２５年（フ）第４３２号
鹿児島県鹿児島市吉野町9218番地３　モンテベルデ吉野101号
債務者　飛松　賢一
1　決定年月日時　平成25年11月29日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月28日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２５年（フ）第３５３号
山梨県南アルプス市飯野新田1463番地４
債務者　矢﨑　　勇
1　決定年月日時　平成25年11月29日午後４時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月29日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２５年（フ）第３５６号
山梨県甲府市大里町114番地　山一アパート101
債務者　大塚　雅之
1　決定年月日時　平成25年11月29日午後４時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月29日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２５年（フ）第３６２号
山梨県中央市西新居333番地１　コーポ田島Ｄ棟201
債務者　三浦　　林
1　決定年月日時　平成25年11月29日午後４時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月29日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２５年（フ）第１４０号
宮城県大崎市古川栄町12番５－３号　古川栄町住宅62号
債務者　佐藤　昭夫
1　決定年月日時　平成25年11月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月31日まで
仙台地方裁判所古川支部破産係

平成２５年（フ）第２５号
石川県輪島市河井町17部２番地１　メゾン瀬戸・１号室
債務者　森　　正彦
1　決定年月日時　平成25年12月２日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月31日まで
金沢地方裁判所輪島支部

平成２５年（フ）第１７４号
三重県鈴鹿市一ノ宮町36番地の３
債務者　一色美由紀
1　決定年月日時　平成25年12月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月31日まで
津地方裁判所破産係

平成２５年（フ）第４９６６号
大阪市東住吉区公園南矢田１丁目15番29号
債務者　大野　剛史
1　決定年月日時　平成25年11月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月31日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第５０７８号
大阪府門真市上島町11番30号　ノルエスタ上島１号館203号
債務者　玉川　克明
1　決定年月日時　平成25年11月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月31日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第５１９６号
大阪府寝屋川市点野６丁目２番15―403号
債務者　菊池　正敏
1　決定年月日時　平成25年11月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月31日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第５４２６号
大阪府東大阪市岩田町３丁目14番11号サンコーヨー302号
債務者　志賀　祐枝（旧姓渡邊）
1　決定年月日時　平成25年11月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月31日まで
大阪地方裁判所第６民事部